お知らせ

令和３年度の協会けんぽの保険料率は３月分
（４月納付分）から改定されます

2021
3月号
vol.87

NEWS LETTER

＊Message From Staff
～もう銀行で待たない！
納税方法のご紹介～

＊業務災害にもなりうる
新型コロナウイルスへの感染

３月になりました。春は変化の季節です。弊社もご多分に漏れず、スタッフ４名が退社し、新たに４名が入社します。去りゆく４名も、やがて来る４名もそれぞれの変化を許容し、リスクを受け入れることで人生は紡がれてゆくのだということを実感します。各々の今後の人生が輝きあるものになることを祈りながらも、弊社がそこにどれだけ貢献できているか、反省する機会ともしたいと思います。

岡村　景明

OKAMURA TAX ACCOUNTANT OFFICE
Management&Accounting

ミライズ
100年先の企業を考える

岡村税理士事務所
兵庫県神戸市灘区永手町５丁目 2-24-202
TEL：078-862-3186 ／ FAX：078-862-3187
URL：http://www.okamura-tax.jp/

Message From Staff
～ もう銀行で待たない！納税方法のご紹介 ～

『今日は銀行に行かなくちゃいけないから時間がない』
『あ～今日も支払いの時間に間に合わなかった』
なんてことがある方は、 ぜひ 1 度試してみてください！

リバーサイド

川端：銀行に行かずに税金を納付できる方法があると聞いたのですが本当ですか？

竹内：はい！ダイレクト納付や、インターネットバンキングなどは、銀行窓口へ行って並ばなくてもオフィスにネット回線をつなげた PC があればできます！

川端：なるほどぉ。どちらの方法が取っ付きやすいですか？

竹内：ダイレクト納付でしたら、インターネットバンキングの契約がなくても始められます！

川端：でも、納付額以外に手数料やシステム代がかかったり、対応してない税金があったりとかあるんじゃないですか？

竹内：納税に際して、手数料は必要ありません。（クレジットカード納付はかかります）
インターネットバンキングや ATM 等の利用にあたり、手数料が必要となる場合もありますので、あらかじめ利用する金融機関にて確認をお願いします。

税務署（国税）への納付は現在、全税目が対応しています。
市や県に納付する税（地方税）は明確な記載はありませんが、私たちがよく利用する税目に関しては大方対応していました。

川端：その、ダイレクト納付をうちの会社でもやってみたいのですが、教えてもらえますか？

竹内：かしこまりました！
まず、ダイレクト納付全体の流れのイメージですが、ネットで銀行振込を行う流れに似ていますので、そのイメージを持ちながらお進みいただければ、よりスムーズにできるかと思います。

竹内：準備物ですが、
- ID・パスワードが必要です（顧問先様は弊所にお問合せくださいませ。）
- 納付先、納付金額がわかるもの（例えば、住民税の決定通知書等）
- インターネット（インターネットエクスプローラー）が使えるパソコン

をご準備ください

竹内：お手続きは専用のサイトを使い行っていきますので、アクセスをお願いします
- 税務署への納付（国税）→e-Tax（WEB 版）
  （URL：https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki4.htm）
- 都府県・市区町村への納付（地方税）→eL-Tax（PC desk WEB 版）
  （URL：https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/gaiyou/）

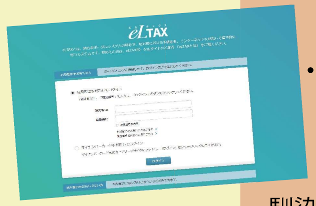

馴染みのないサイトなので、お手を煩わせてしまうかもしれませんが、慣れればスムーズに行えますので、1 度ログインしチャレンジしてみてください。

竹内：ログイン後はこの手順と HP に記載の手順（手入力する場合）を見ながらお進みください

①個人住民税（特徴）を選択する。

②納付したい税金の作成方法を選択

③納付・納入金額一覧、明細情報入力

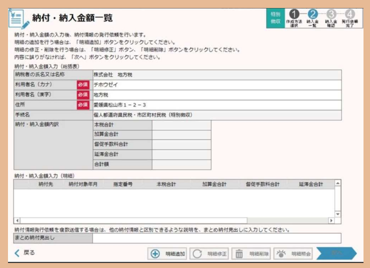

④納付金額を確認する

⑤納税メニューに戻って、納付情報の確認・納付を選択

⑥納付方法を選んで納付！

初めての時は迷いながら進みましたので、1 時間ぐらい掛かってしまいました。
ただ、慣れると 15 分程度あれば完了出来ます！銀行に行って待って納付と考えると長い目でみると楽になりました。あと、時間も 8：30 ～ 24：00 まで納付可能となっている為、他の業務との調整も楽になりました！
※ご紹介の手順とは別に最初に事前に届出を行う必要がございます。

川端：なるほど～！確かに、毎月収める、住民税などはめっちゃくちゃ楽になりそうですね。最初だけハードルがありそうだけど、やってみる価値はありそうですね！！

竹内：そうですね、源泉所得税も毎月納付でしたらおすすめです。

川端：わからないことがあれば、岡村税理士事務所に問い合わせて大丈夫ですか？

竹内：はい！
始められる際には、お気軽に事務所へご連絡いただければと思います。

お問い合せ

少しでもご興味がございましたら、担当者までお気軽にお問い合わせください

岡村税理士事務所 電話番号：078-862-3186

業務災害にもなりうる新型コロナウイルスへの感染

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の感染拡大が続く中、業務中に新型コロナに感染する事例が見受けられます。このような場合は、業務災害として労災保険の給付の対象となります。ここでは労災認定の事例を取り上げるとともに、業務災害として休業が発生したときに提出が必要な労働者死傷病報告について確認します。

労災請求件数

厚生労働省が公表している新型コロナに関する労災請求件数は、2021年2月12日現在で4,640件あり、そのうち支給決定が2,132件となっています。

これを業種別で確認すると、8割近くが医療従事者等の請求となっているものの、その他の業種でも請求が行われています。

厚生労働省が挙げている労災認定事例では、飲食店店員について以下のような判断により、支給決定されています。

このように、状況によっては医療従事者等以外であっても、新型コロナの感染が業務災害として認められることがあります。

労働者死傷病報告の提出

業務災害により休業した場合には、労働者死傷病報告の提出が必要です。業務中に新型コロナに感染・発症して休業した場合でも同様であり、遅滞なく、事業場を所轄する労働基準監督署に提出する必要があります。

この際、労働者死傷病報告（様式第23号）の傷病名には

新型コロナウイルス感染による肺炎

と記入し、「災害の発生状況及び原因」欄には、感染から発症までの経緯を簡潔に記入します。なお、発生日時は陽性判定日ではなく、**傷病の症状が現れた日付を記入**します。

【認定事例】

飲食店店員のAさんは、店内での業務に従事していたが、新型コロナウイルス感染者が店舗に来店していたことが確認されたことから、PCR検査を受けたところ新型コロナウイルス感染陽性と判定された。

労働基準監督署における調査の結果、Aさん以外にも同時期に複数の同僚労働者の感染が確認され、クラスターが発生したと認められた。

以上の経過から、 Aさんは新型コロナウイルスに感染しており、感染経路が特定され、感染源が業務に内在していたことが明らかであると判断されたことから、支給決定された。

会社で感染対策を十分に行っていても、特に不特定多数の人と関わるような業務では、新型コロナに感染する可能性があります。新型コロナの感染者が発生した際には、会社としても感染原因、感染経路、発症日、症状等を明確に把握するとともに、必要に応じて、業務災害としての申請を行う必要があります。